

## 用語解説

※No.は、本文中で各用語を使用している箇所に付した数字を指します。

No.	用語	掲載ページ	解説
1	互助に基づく 輸送サービス、 互助による輸 送、互助	1、3、7、34、 35、38、42、 43、45、46、 47、48、49、 68、76、80、 95、107	バス路線が廃止となる地域や路線そのものがない地域 において、定期的な移動手段を確保するため、住民団 体が交通事業者への委託又は自ら車両を運行すること により実施する輸送サービスのこと。 具体的には、住民団体がバス・タクシー事業者に運行 を委託する形態や、交通空白地有償運送 <sup>※10</sup> の登録を行 い自ら輸送を担う形態のほか、道路運送法における許 可又は登録を要しない方法で行うボランティア輸送 <sup>※39</sup> の形態が想定される。
2	予約型コミュ ニティバス	1、3、8、18、 19、25、26、 34、38、42、 43	上越市内において、高齢者の買物や通院、学生の通学 に利用しやすい移動手段を確保することを目的に当市 で導入に取り組む運行形態で、利用者の予約に基づい て運行経路や時刻を決定する乗合輸送サービスの名称。 令和4年10月から安塚区及び牧区で導入を開始し、令和6 年度以降も他地域へ拡大していくこととしている。 地域の実情に合わせ運行主体を決定していることによ り、交通事業者による一般乗合旅客自動車運送事業の 許可に基づくものと、市による自家用有償旅客運送 <sup>※7</sup> 事業の登録に基づくものに分かれる。
3	地域公共交通 活性化再生法 (地域公共交 通の活性化及 び再生に関す る法律)	1、28	地域の主体的な取組等によって、地域の旅客運送サー ビスの持続的な確保に資する「地域公共交通の活性化 及び再生」を推進するため、地域公共交通計画 <sup>※4</sup> の作 成やこれに基づいて実施する事業等について定められ た法律のこと。
4	地域公共交通 計画	1、28、105、 111	「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」 を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果 たすもので、「地域公共交通の活性化及び再生に関す る法律」第5条の規定により、地域公共団体は当該計 画を作成することが求められている（努力義務）。

No.	用語	掲載ページ	解説
5	地域公共交通 活性化協議会	1、36、52、 96、99、104、 112	地域にとって最適な公共交通の在り方について検討し、当市の公共交通に係る計画の策定に関する議論を行うため、道路運送法施行規則第4条の2に規定する地域公共交通会議 <sup>※25</sup> と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に規定する協議会として、関係機関や交通事業者等とともに設置する会議。あわせて、公共交通の利用促進策の検討や周知啓発等を行う。 市総合政策部長、交通事業者、道路管理者、新潟県警察、国土交通省北陸信越運輸局、学識経験者、高齢者団体・福祉団体の代表、学校関係者、市民公募委員等24人の委員で構成する。
6	地区公共交通 懇話会	1、15、113	個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的に、地域における最適な公共交通の在り方について検討を行い、公共交通の活性化及び再生に主体的に取り組む主体として、旧13町村の区域に区ごとに設置する会議。 構成員は、町内会長、地域協議会 <sup>※44</sup> 委員、住民組織、老人クラブ、商工会、社会福祉協議会、保育園保護者会、小中学校PTA、交通事業者、総合事務所長などで、16人以内の委員で構成する。
7	自家用有償旅 客運送	1、28、29、 30、47、48、 94、105、107、 108、109	バス・タクシー事業が成り立たない地域において、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、国土交通大臣（本県においては、権限移譲を受けている新潟県知事）の登録を受けることにより、自家用車を用いて行う有償の運送サービス。（道路運送法第78条第2号） ※バスやタクシーなど有償で運送を行う場合は、国土交通大臣の許可を受けるべきことが道路運送法で定められており、自家用有償旅客運送はこの例外として認められるもの。
8	乗合タクシー	3、7、18、26、 29、34、35、 42、43、45、 76	乗車定員10人以下の車両を使用して、複数の利用者を乗合いで運送する運行形態のこと。

No.	用語	掲載ページ	解説
9	市民の声アンケート	3、15、16、 32、33、34、 38、52、103	市民生活の実態や実感、当市の各政策分野の取組に対する満足度・重要度を定量的に把握し、総合計画の策定及び各施策・事業の推進につなげるために市が実施しているアンケート調査のこと。 総合計画の見直しにあわせて実施しており、直近では令和4年度に実施した。
10	交通空白地有償運送	7、47、48、 64、68、105	自家用有償旅客運送のうち、市町村またはNPO法人等が、過疎地域等においてその区域内で住民や来訪者等の運送を行うもの。(道路運送法施行規則第49条第1項第1号) 令和6年3月末現在、市内では、市営バス(スクールバス)に一般の人が乗車する「スクール混乗」方式 <sup>*17</sup> により、大島区、牧区、頸城区、板倉区及び名立区で運行しているほか、地域の団体が行う互助による輸送 <sup>*1</sup> が、中ノ俣地区、柿崎区及び三和区で実施されている。
11	福祉有償運送	7、46、50	自家用有償旅客運送 <sup>*7</sup> のうち、市町村またはNPO法人等が、単独で公共交通機関を利用できない身体障害者等を対象に、原則、ドアツードアの運送を行うもの。(道路運送法施行規則第49条第1項第2号) 令和6年3月末現在、5団体が福祉有償運送を実施している。
12	福祉バス	7、46、50	一般の交通機関を利用することが困難な身体・知的・精神に障害がある人の交通手段の一助として、市が運行しているリフト付きのバス。
13	交通空白地	8、29、30、 48、55	出発地または目的地から駅やバス停までが、一定の距離の範囲内に存在せず、公共交通を利用しづらい地域のこと。距離の定義は決まっていない。
14	オンデマンド交通システム	8	利用者の予約(要求=デマンド)に応じて運行経路や時刻を柔軟に決定する乗合運送を効率的に実施するため、予約受付や運行経路の生成を支援するシステム。

No.	用語	掲載ページ	解説
15	特別豪雪地帯	9	豪雪地帯対策特別措置法に基づき、「積雪が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域」である豪雪地帯のうち、「積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域」として指定される地域。市内では、合併前の上越市、安塚区、浦川原区、大島区、牧区、柿崎区、吉川区、中郷区、板倉区、清里区、三和区及び名立区が指定されている。
16	すこやかサロン、サロン	12、53ほか	高齢者の閉じこもりや心身の機能低下を予防するため、地域自治区ごとに地域住民等が開催する交流の場。
17	スクール混乗方式	18、64、107	路線バスの維持が困難な地域などにおいて、児童・生徒が通学に使用するスクールバスに一般の人が有償で乗車できるようにすることで、一般の人の移動手段を確保した運行形態。市内の一部の地域で、自家用有償旅客運送 <sup>*7</sup> の登録により実施している。
18	第三セクター、三セク	24、51	地方公共団体が出資等を行っている社団法人や財団法人、会社法法人のこと。
19	自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）	27	トラック、バス、ハイヤー・タクシー等の自動車運転者の長時間労働を防ぐため、健康確保等の観点から令和4年12月に改正された拘束時間の上限や休息期間等の基準のこと（令和6年4月1日施行）。
20	交通崩壊	28	地域の重要なインフラである公共交通機関が事業を継続できなくなる状態をいう。新型コロナウイルス感染症の影響により地域公共交通の利用者が減少し、交通事業者が大きなダメージを受けたことなどにより、地域の公共交通の維持確保に係るリスクが高まった。
21	キャッシュレス化、キャッシュレス決済（ICカード、二次元コードを含む）	28、31、99、102	物品やサービスの対価を現金以外の方法で支払うキャッシュレス決済に転換すること。 キャッシュレス化により代金やお釣りとといった現金の授受がなくなり、支払いがスムーズに行えることや、事業者側の業務の効率化が期待される。
22	自動運転	28、31、102	A I 技術などを活用し、人間が運転操作を行わなくてもバス等を走行させられる仕組み。

No.	用語	掲載ページ	解説
23	ラストワンマイル・モビリティ	29	目的地に到着するまでのワンマイル程度の区間における移動手段を指す。公共交通分野では、最寄りの駅やバス停から自宅までの区間などが「ラストワンマイル」に相当し、公共交通の維持が困難な地域等においてこの区間の移動手段を確保することが課題となっている。
24	D X ・ G X （自動車 D X ・ G X）	29、31、102	D X はデジタル技術の活用による活動の変革を、G X はエネルギーの転換による変革を指す。自動車 D X ・ G X は、交通分野におけるデジタル技術やエネルギー転換によって、交通サービスの生産性や効率性、利便性の向上などを図る取組をいう。
25	地域公共交通会議	29、30、106	道路運送法施行規則第4条第2項に規定する、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送 <sup>*7</sup> に関する協議を行うため、一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。
26	A I （A I 技術）	29、31、102	「Artificial Intelligence（アーティフィシャル・インテリジェンス）」を略した言葉で、日本語では「人工知能」を意味する。公共交通分野では、乗合運送の利用予約に応じた効率的で最適な運行ルートの生成などに活用されている。
27	I C T、I C T 技術	31	情報通信技術を活用したコミュニケーションを指す。公共交通の分野では、複数の交通手段を利用する際の経路検索 <sup>*30</sup> や、運賃の決済等を行うサービス（M a a S <sup>*36</sup> ）の導入などに当たり、利用者の移動ニーズと公共交通機関やサービスをつなぐ技術として活用される。
28	電動バス	31、102	電動バスは、電気バス、プラグインハイブリッドバス及び燃料電池バスの3種類に分類され、走行時のCO <sub>2</sub> やNO <sub>x</sub> 、PM等の排出がない、または少なく、低騒音・低振動を特長としている。災害時等停電が発生した際に非常用の電源として活用することもできる。
29	標準的なバス情報フォーマット	31、97	インターネット等の経路検索サービスを提供するに当たり、バス事業者と経路検索事業者との間でデータの受渡しをするために決められた標準的なデータの形式のこと。

No.	用語	掲載ページ	解説
30	経路検索、経路検索サイト、経路検索サービス	31、36、96、97、98、109	インターネット上の Web サイトなどで、目的地や時刻、移動手段を指定して検索することで、条件にあった交通用具を利用した移動経路や料金等が表示されるサービスのこと。
31	バスロケーションシステム	31、35、36、96、98	G P S 等を用いてバスの位置情報を収集し、携帯端末やパソコンに情報提供することにより、乗車するバスの位置を利用者に知らせる仕組み。
32	グリーンスローモビリティ	31、102	時速 20km 未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両を含めた総称。導入により、地域が抱える様々な交通の課題の解決や低炭素型交通の確立が期待されている。
33	マイ時刻表	35、36	公共交通の利用促進のための当市独自の取組で、自宅最寄りのバス停や駅から、病院など日常的に訪れる場所までの鉄道・バスの路線名や発着時刻、乗車料金などを記載したポケットサイズの個人用時刻表を作成、配布するもの。
34	デマンド運行	35、36、43、62、74、76、97	利用者があらかじめ乗車の予約を行い、これに応じてバスを運行すること。利用者は、運行事業者に電話等で予約を行い、予約がなければ運行されない。
35	系統番号	36、96	バスの利用者が乗車するバスを容易に判別できるようにするためバスの系統ごとにつけた番号。
36	M a a S (Mobility as a Service)	36、97、109	鉄道、バス、タクシー等の複数の交通手段による様々な移動を 1 つのサービスとして捉え、目的地まで継ぎ目なく交通機関でつなぐ新たな移動の概念。複数の交通手段を利用する際の経路検索や、運賃の決済等を行うサービスなどを指す。
37	モビリティ・マネジメント	36、51、98、103	1 人 1 人のモビリティ (移動) が、社会的にも個人的にも望ましい方向 (過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等) に変化することを促すため、住民等に働きかけ、自発的な行動の転換を促す施策を中心とした交通政策。
38	無医地区等における通院支援車の運行	46、50	国が定める無医地区等 (医療機関のない地域で当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径 4 km の区域内に 50 人以上が居住している地区など一定の要件を満たす地区やこれに準じる地区) において、住民の通院手段を確保するため、市が車両を運行する事業。

No.	用語	掲載ページ	解説
39	ボランティア輸送	47、105	「有償の運送」に当たらない方法により、自家用自動車を用いて行う運送。許可又は登録が不要な場合の考え方及びこれに該当すると思われる場合については、国土交通省の通達（平成 30 年 3 月 30 日付け国自旅第 338 号）に例示されている。 ※道路運送法上、有償で運送を行う場合は、国土交通大臣の許可又は登録を受けるべきことが定められている。
40	実費以外のインセンティブ	49	バス路線が廃止となった地域等において、ボランティア輸送を行う住民ドライバーの確保の一助とするため、市の施設で利用できるポイントや入浴券を付与するなど、現金等以外の方法により謝礼を提供するもの。
41	地域公共交通確保維持改善事業	87、88	地域の多様な関係者が協働して取り組む地域の公共交通の確保・維持、利便性の向上等を支援する補助制度のこと。「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正により、道路運送法施行規則第 4 条の 2 に規定する「地域公共交通計画 <sup>※4</sup> 」の策定が、本補助金活用の条件となった。
42	幹線補助（地域間幹線系統確保維持費補助金）	87、89、91	国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助メニューのうち、複数市町村にまたがる広域的なバス路線のうち、一定の要件を満たした路線の維持確保のための補助金のこと。
43	フィーダー補助（地域内フィーダー系統確保維持費補助金）	87、88、89、91、92	国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助メニューのうち、過疎地域等の交通不便地域を運行し、複数市町村にまたがる地域間幹線系統と接続するなどバス路線のうち、一定の要件を満たした路線の維持確保のための補助金のこと。
44	地域協議会	106、113	市内の 28 の地域（地域自治区）に設置する市長の附属機関で、様々な立場の住民同士が、各區で課題となっていることなどについて、より良い解決策を導き出すための話し合いを行い、市長に意見を伝えるための会議のこと。